

国の修学支援新制度の申込について

(給付奨学金および授業料減免)

(高校在学時に申請したことで採用候補者となっている方は、最下段の※を確認してください。)

2020年度から実施されている、国の修学支援新制度『日本学生支援機構給付奨学金』および『授業料減免』の募集案内がありました。

申請を希望される方は、4月1日以降に詳細が記載された「国の修学支援新制度申込要項」を所属学部事務所で受け取り、機構作成の「進学資金シミュレーター」にて収入基準を必ず確認のうえ、期間内に必要な手続き(スカラネット入力+必要書類の提出)を行ってください(詳細は別紙参照 ※1)。

なお、給付奨学金と授業料減免の対象要件は同じになりますので、給付奨学金を申し込む方は授業料減免の申請も必ず行うようにしてください。

※授業料減免のみ申請を希望する場合でも給付奨学金の申請が必要となります。その際は奨学課までご相談ください。

《スカラネット入力締切》

4月23日(金)

《必要書類の提出期間》(所属の学部事務所に提出)

4月23日(金)

《マイナンバーの提出期間》

スカラネット入力後、1週間以内(「マイナンバー提出書」を日本学生支援機構に簡易書留で郵送)

◎授業開始前までに申込要項を受け取れない方は授業開始後速やかに手続きを進めるようにしてください。

締切を厳守してください。

◎「申込要項」は所属の学部事務所に直接お受け取りください。締切までに大学に来る機会がない方は、早めに所属の学部事務所にご相談ください。

◎手続きを不備なく上記日時までに行い、採用された方については、7月9日(金)に4~7月の4か月分が振り込まれます。日本学生支援機構における選考状況等によっては、翌月以降に採否の結果が判明する場合があります。

※既に受給している方および採用が決定している方は、本手続きは不要となります。

※高校在学時に申請したことで採用候補者となっている方で、「採用候補者決定通知」をお持ちの方は、上記とは手続き方法が異なります。以下のURLの内容に従って手続きを進めてください。

https://www.waseda.jp/inst/scholarship/assets/uploads/2021/03/20210330_kikoukyufu_koukouyoyakusaiyou_tetuduki.pdf

記

1. 対象者

住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯の学部学生

※留学生(在留資格:留学)は対象外となります。

※在留資格「永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者」の方は対象となります。

※早稲田大学の「奨学金登録」の有無に関わらず本奨学金に応募できます。

2. 対象者の要件・基準

以下、①②③④の全ての基準を満たした学生が対象となります(詳細は別紙参照 ※2)。

①入学時期等に係る要件

②学業成績等に係る基準

③家計に係る基準

④在留資格等に関する要件(日本国籍でない場合)

3. 支給・減免 金額

本奨学金は採用者のうち生計維持者(父母等)の所得金額に基づき、第Ⅰ区分~第Ⅲ区分に分類され、区分に応じて支給・減免額が異なります。

(1) 給付奨学金（月額）

	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円

※カッコ内の数字は生活保護世帯を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する学生

※現行の給付奨学金および貸与奨学金（一種・二種）とは自宅外通学の考えが異なります。
（詳細は別紙参照 ※3）

(2) 授業料減免（年額・上限）

	減免額
第Ⅰ区分	約70万円
第Ⅱ区分	約47万円
第Ⅲ区分	約24万円

※入学金の減免については在学学生は対象外となります。

4. 申請期間

スカラネット入力期間：4月1日（木）～4月23日（金）

書類提出期間：4月1日（木）～4月23日（金）

5. 申請方法

以下の3つの手続き全てが必要です。

①スカラネット入力（指定のホームページから入力）

②必要書類提出（所属の学部事務所に直接提出）

③マイナンバー関係書類の郵送（専用封筒を使い日本学生支援機構に郵送）

6. 今後のスケジュール

日程	事項
4月1日（木）	『国の修学支援新制度申込要項』受け取り（学部事務所）
～4月23日（金）	スカラネット入力・ 必要書類の提出（学部事務所） マイナンバー提出書郵送（日本学生支援機構宛）
7月8日（木）予定※	採用者発表
7月9日（金）予定	初回振込

※申請期間から採用者発表まで期間がありますが、日本学生支援機構での選考期間の為、本学では採否についての問い合わせにはお答えできません。ご了承ください。日本学生支援機構における選考状況等によっては、翌月に降に採否の結果が判明する場合があります。

7. その他

・現在、2019年度以前に採用された（旧）機構給付奨学金を受給している方は、2020年度から実施されている国の修学支援新制度の給付奨学金に切り替えることができますが、その場合、現在受給している（旧）機構給付奨学金は辞退することとなります。

・第一種奨学金の貸与を受けている人が新制度の給付奨学金に採用された場合、採用された区分によって、第一種奨学金の月額が以下の表の通り制限されます。

	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円

◎生活保護を受けている生計維持者と同居している人および児童養護施設等から通学する人は上表のカッコ内の金額となります。

◎第二種奨学金については現状の金額のまま貸与を受けることができます。

◎第二種奨学金が必要な場合は、2021年度版 Challenge に基づき、スカラネット入力を行い、新規で申込をしてください（ただし2021年度奨学金登録をした方に限ります）。以上

注意 スカラネット入力および書類提出前に機構作成の「進学資金シミュレーター」にて収入基準を必ず確認してください。進学資金シミュレーター⇒ <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

※1 提出書類

☆大学（所属の学部事務所）に提出（事務所開室時間内に持参してください）

- 【全 員】国の修学支援新制度申込チェックシート
- 【全 員】給付奨学金確認書（給付奨学金案内綴じこみ）
- 【全 員】授業料減免の対象者の認定に関する申請書

※【該当者】在留資格「永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者」⇒在留カードのコピー等

※【該当者】申込者本人の2019年分の1年間の所得が（未成年）125万円（成年）35万円を超える方
⇒2020年度「課税証明書」

※【該当者】18歳になるまでに児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていた方
⇒施設等在籍証明書または児童（里親）委託書等

☆日本学生支援機構に郵送にて提出（専用封筒を使用）

- 【全 員】マイナンバー提出書

※2 対象者の要件・基準

☆入学時期等に係る要件

高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年を経過していないこと（例：2018年3月に高校を卒業⇒2020年度末までに入学した人は対象となる）

☆学業成績等に係る基準

【入学後1年を経過していない人】（2020年度秋入学者含む）

以下のいずれかに該当する者

- ①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が上位1/2の範囲に属すること
- ②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ③（①・②に該当しない場合、）将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学習計画書により確認できること
- ①・②に該当しない場合や該当するかどうか不明なため、学修計画書の提出が必要となる方には、申請期間締切後、個別にお知らせいたしますので、その際は早急に所属の学部事務所に提出してください。

【入学後1年以上を経過した人】

学年延長が決まっていない者のうち、以下のいずれかに該当する者

- ①GPAが在籍する学部における上位1/2に属すること
- ②修得した単位数の合計が標準単位数（卒業に必要な単位数/修業年限×申請者の学年）以上であること
※「標準単位数」は所属する学部により異なります
- ③（①・②に該当しない場合、）将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学習計画書により確認できること
- ①・②に該当せず、学修計画書の提出が必要となる方には、申請期間締切後、個別にお知らせいたしますので、その際は早急に所属の学部事務所に提出してください。

☆家計に係る基準（収入基準）

申請者および生計維持者（主に父・母）の市町村民税が非課税であること。または非課税に準ずること。おおよその基準は以下の通りですが、申請書類提出前に進学資金シミュレーターで確認してください。

世帯人数	想定する世帯構成 本人+	（★）が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）			（★）が給与所得以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
		2人	母（★）	229	332	402	131
3人	母（★）、高校生	289	391	457	172	241	295
4人	親①（★）、親②（無収入）、高校生	295	395	461	186	256	305
4人	親①（★）、親②（給与）、高校生	①:295 ②:115	①:336 ②:155	①:409 ②:155	①:169 ②:115	①:195 ②:155	①:246 ②:155

5人	親①(★)、親②(パート)、高校生、中学生	①:321 ②:100	①:395 ②:100	①:461 ②:100	①:207 ②:100	①:256 ②:100	①:309 ②:100
----	-----------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

☆家計に係る基準（資産基準）

申請者と生計維持者の資産の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万未満）であること

☆在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の人で申込みができるのは、在留資格等が法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、将来永住する意思のある定住者の方に限ります。申込みを行う際は、「在留資格」及び「在留期限（在留期間の満了日）」を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を提出する必要があります。

※3 自宅外通学の考え方

今までの機構給付奨学金および貸与奨学金と違い、自宅外通学の区分で支給を受けるためには、実家から通っている大学のキャンパスまでの通学距離が片道60km以上であること等の制約があります。詳細はお渡しする「国の修学支援新制度申込要項」にて確認してください。

詳細は「国の修学支援新制度申込要項」にて確認してください。

【問い合わせ先】

早稲田大学 学生部奨学課

MAIL: kikou-tantou@list.waseda.jp

TEL: 03-3203-9701

開室時間 4/1より【月～金】10～16時 ※土日祝日は閉室